

修業年限超過者の授業料免除申請について

○はじめに

- ・修業年限を超過(※1)している場合、原則授業料免除の対象となりません。
ただし、特別な事由(※2)による1年以内の超過(※3)に限り審査対象になることがあります。

※1: 授業料免除における年限超過の考え方

修業年限内に休学期間又は留学期間がある場合はその期間を除いた在籍期間が
修業年限を超過している者を、年限超過者として扱います。

(「海外渡航」「研究指導委託」は在籍期間から除く「留学」とはなりません。)

なお学部学生については、前期課程・後期課程のそれぞれについて、修業年限を超過しているかを判断します。

(たとえ前期課程で留年していても、後期課程に進学し、その課程の修業年限内であれば、超過者とはみなしません。なお、例外として、前期課程と後期課程にまたがって留学した場合は、後期課程の修業年限超過の判断において、当該留学期間の全期間を除外します。)

※2: 下記「特別な事由の具体例」を参照してください。

※3: それ以上の年限超過は審査の対象となりません。

○審査に必要な書類

- ・様式8-1「理由書」※超過の理由が病気・出産・育児の場合は、診断書・母子手帳のコピーを添付すること。
- ・様式8-2「業績一覧」※大学院博士学生のみ
- ・様式8-3「教員意見書」※超過の理由が病気・出産・育児の場合も含め、全員提出すること。
なお、学部学生や法科大学院の学生で指導教員がいない場合は、学部・研究科の事務室に教員意見書作成を依頼し提出すること。

○特別な事由の具体例

(1) 申請者本人の病気(傷病を含む)

- ・医師の診断書(病気期間の記載があるもの)が必要です。

(2) 出産・育児

- ・母子手帳(写)等、確認できるものが必要です。

(3) 論文作成(大学院博士課程学生のみ)

- ・様式8-2「業績一覧」の提出が必要です。

(4) 本人の意思や努力を超えた外的事情により、真にやむを得ないと判断される場合

例1: 指導教員の退職や異動等で論文のテーマの変更を余儀なくされた。

例2: 自然災害等の影響で実験施設・器具の利用が困難になったり、既に収集したデータが失われた。

※上記の理由と同等以上の事情があると特に認められる場合も、審査対象となる可能性があります。

○前後期同時申請時の注意点

- ・前後期同時申請をした者で、後期に理由書・研究業績一覧の変更がある場合は9月末までに理由書・研究業績一覧を再提出してください。再提出が無い場合は、前期と変更がないものとして取り扱います。

○(学部学生向けの注意) 国の修学支援新制度との相違点

- ・本様式で説明している修業年限超過の考え方は東京大学独自の授業料免除に関するものです。

国の修学支援新制度(多子世帯の授業料無償化含む)とは考え方が異なります。

修学支援新制度における修業年限超過の考え方は日本学生支援機構(JASSO)ウェブサイト等で別途ご確認ください。

修業年限を超えた理由書

Faculty/Graduate School

学部・研究科等

Course

課程

Department

科類・学科・専攻

Date

記入日

2026

年

月

日

Year

Month

Day

Student ID Number

学生証番号

Admitted on

入進学年月

年

月

Year

Month

Name

フリガナ

申請者氏名

修業年限を超えた理由 ※該当するものすべてをチェックしてください。

Reason for Extending Beyond the Standard Course Period *Please check all that apply.

- 申請者本人の傷病 Illness of the applicant (要診断書・Medical certificate required)
- 出産・育児 Childbirth / Childcare (要母子手帳コピー・Copy of Maternal and Child Health Handbook required)
- 論文作成(大学院生のみ選択可) Thesis preparation (for graduate students only)
- 上記以外 Other

理由の詳細な説明 ※申請者本人が記入してください/ Applicants must provide reasons themselves.

* 本理由書と併せて指導教員による様式8-3「教員意見書」を提出してください。指導教員に意見書を依頼する際には、本理由書及び様式8-2「業績一覧」(博士課程学生のみ)を事前に共有してください。

* Please submit Form 8-3 "Faculty Opinion" together with this form. When requesting your supervisor's opinion, please share this form and the the form 8-2 (for doctoral students only) with him/her in advance.

* 博士課程学生は別紙様式8-2「業績一覧」を本様式と併せて提出してください。提出後に業績が追加された場合は下記のメールアドレスに更新した様式8-2「業績一覧」を再提出ください。

*Doctoral students must submit Form 8-2 "List of Publications" together with this form.

If research achievements are added after submission, please update Form 8-2 "List of Publications" and resubmit to the following e-mail address.

東京大学本部奨学厚生課授業料等免除チーム

syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

修業年限超過者教員意見書

学部・研究科等	Faculty/Graduate School	課程	Course
	<input type="text"/>		<input type="text"/>
学生証番号	Student ID Number	学生氏名	Name
	<input type="text"/>		<input type="text"/>

上記の学生が修業年限を超過したのは、下記の事情によるものである。

記

記入日 Date 年 月 日

学部・研究科等 Faculty/Graduate School

指導教員署名 Signature of academic advisor

※自署のこと(提出はコピー・電子データでも結構です)

【指導教員各位】

本様式(別紙様式8-3)は、留学・休学期間を除く在籍期間が修業年限を超過している授業料免除等申請者に関する指導教員意見書です。申請者本人による当チームへの提出とするため、本様式にご署名のうえ、学生まで返送願います(原本のほか、署名付の電子ファイルを学生へ返送しても差し支えありません。原本の厳封は必須ではありません)。

本様式への記載内容は、学生記入の別紙様式8-1「修業年限を超えた理由書」及び8-2「業績一覧」を参考にしてください。 ※別紙様式8-2は博士課程在籍・論文作成理由による超過者のみ

問い合わせ先： 東京大学本部奨学厚生課授業料等免除チーム
E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp